

き★ら★り

特集① 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

女性の支援に関する法律が変わります！

2022年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。
2024年の施行に向けて、基本的な方針策定など体制整備が進められています。



これまでは「婦人保護事業」として実施

「婦人保護事業」は、1956年制定の売春防止法に基づき、要保護女子（売春を行うおそれのある女子）を保護する事業として発足しました。

その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきました。

2001年のDV防止法の制定、2004年の人身取引対策行動計画の策定、2013年のストーカー規制法の改正により、婦人相談所はDV・人身取引・ストーカーの被害者支援に大きな役割（※）を果たすようになりました。
※被害者の一時保護の実施等



コロナ禍の女性への影響で課題がさらに明らかに

女性を巡る課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭環境破綻など複雑化、多様化、複合化しています。2020年からの新型コロナウイルス感染症拡大で、こうした問題が表面にあらわれて見えるようになりました。

2022年4月には「コロナ禍の女性への影響と課題に関する研究会報告書」が、コロナ禍の女性への深刻な影響、そしてジェンダー（※2）視点を入れた政策立案、すでに在る制度や慣行の見直しに言及しています。

※2 社会的につくられる性別、女らしさ男らしさ

新しい法律の制定

こうしたコロナ禍の影響も追い風となり、2022年5月に「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」を基本理念とする「困難な問題を抱える女性（※3）への支援に関する法律」が成立しました。※3 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により生活するのに困難な女性

これまで「婦人保護事業」として売春防止法に基づいて行われてきた支援を、この新法に基づき行うこととなりました。支援機関の「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改めること、民間団体との「協働」など、新たな支援の枠組みづくりが示されています。

なお、2023年3月29日には、新法の基本方針が明らかになりました。支援対象者の「年齢、障害の有無、国籍等を問わない」と明記して、こどもや高齢者、障害のある女性を一律に支援対象からはずさないこととしています。



今後、女性の困難な問題の解決に止まらず、個々の女性のしあわせを実現するための支え・推進力となることが期待されます！



4月は「若年層の性暴力被害予防月間」

～身近な人にも知っておいてほしいこと～

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されません。

政府では、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」として、広報・啓発を集中的に実施しています。

相手が同意していない性的な行為は性暴力であり許されません。また、もし自分が同意していない性的な行為をされたら、それは性暴力被害です。ためらわずに相談してください。

性被害を相談されたら
(内閣府男女共同参画局公式YouTube)



この他にも、内閣府男女共同参画局のホームページで動画を公開中



性犯罪・性暴力とは・・・

- ・いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。
- ・望まない性的な行為は、性的な暴力にあたります。
- ・性的な暴力は、年齢、性別にかかわらず起こります。また、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こります。

被害者は、身近な人に相談する傾向があります！

「友人・知人」
…31.2%、
「家族や親せき」
…27.4%



身近な人に気を付けてほしいこと

- ・「そんなことありえない」「あの人がそんなことするはずがない」等、被害者の話を疑ったり、否定したりしないようにしましょう
- ・「あなたも悪かった」「あなたが不注意だった」「～しなければよかった」等、被害者を責めないでください
- ・「たいしたことない」「早く忘れてしまえばよい」等、被害を軽いものとして扱ったり、無理に忘れさせようとしないでください

身近な人ができること

- ・被害者の安全を確保してください
- ・被害場所にとどまっていたり、加害者に居場所や連絡先を知られていたりしないか確認してください
- ・「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください
- ・あなた自身の心と体も気を配り、無理をしないでください

相談できる場所があります！

性暴力に関するSNS相談 Cure time (キュアタイム) <https://curetime.jp/>

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 全国共通短縮番号 #8891

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都SARA

Tel:075-222-7711

内閣府男女共同参画局「共同参画」2023年3.4月号より一部引用

男女共同参画センター
“いこ～る” プラスの相談

女性の相談室 予約・問合せ番号

075-963-5502

(月～土午前9時～午後5時)

DV相談専用番号

075

874-7867

(月～金午前9時～午後5時)

電話相談専用番号

075

963-5522

(月～金午前9時～午後5時)

男性電話相談

075

963-5522

(毎月第4金午後7時～午後9時)

6月23日～29日は男女共同参画週間

内閣府は男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」を設けています。

6/29（木）13：30～15：30 男女共同参画週間事業講演会

「あなたはあなたでいい」と尊重される社会をめざして！

☆ジェンダーについて学び、心と体を傷つけられないためのまもり方を知り、自由に自分らしく生きるヒントを得ましょう。
☆ジェンダー感覚をアップデートし、誰もが尊重される社会の実現について考えましょう。

講師 **アルテイシアさん**（作家）
著書に『ヘルジャパンを女が自由に楽しく生き延びる方法』
『自分も傷つきたくないけど、他人も傷つけないあなたへ』
他、多数



令和5年度 男女共同参画週間 キャッチフレーズ決定!!

無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。

内閣府では「男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進に向けた、日本国内、国際社会へのメッセージ」をテーマとして、ユース世代を対象に募集し、応募総数4,326点の中から、審査の結果、上の作品を選びました。
（募集期間：令和5年1月10日～2月24日）

男女共同参画 作品 募集



家庭・職場・学校・地域など日々の暮らしの中で、あなたが体験した・感じた・考えた、男女共同参画に関する疑問や気づきを五七五の川柳にしてお寄せください。

応募方法などの詳細はチラシ・HPをチェックしてください。

※応募作品は人権関連イベントでの展示などに活用します。

皆さんの作品
お待ちしております
♪

募集期間：6月1日（木）～9月30日（土）

令和5年度の
男女共同参画週間
ポスターです



講座のお知らせ

講座に参加ご希望の方は、男女共同参画センター“いこ～る”プラスまで
電話・FAX・メールなどでお申込みください。詳細はチラシをCheck!

7/10(月)

男女共同参画講座 「実はすごい！ラジオ体操！」

[講師] 上羽 悠雅 さん (一般社団法人ラジーン代表理事
ラジオ体操インストラクター)
[時間] 13時30分～14時30分 [場所] バンビオ1番館 4階 交流室1

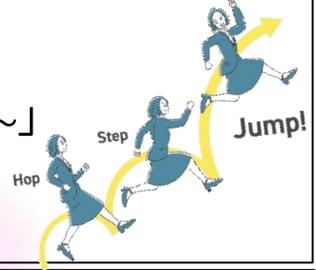


7/21(金)

女性活躍推進講座 「未来に向かって踏み出そう！」

～あなたの興味関心に気付いてホップ・ステップ・ジャンプ！～

[講師] 大槻 郁恵 さん (キャリアコンサルタント)
[時間] 10時30分～12時00分 [場所] バンビオ1番館 4階 学習室1



8/30(水)

女性活躍推進講座 「パソコン講座①(仮題)」 「パソコン講座②(仮題)」

[講師] マザーズジョブカフェ派遣講師
[時間] ①10時00分～12時30分 ②14時00分～16時30分
[場所] バンビオ1番館 4階 学習室1



9/29(金)

子育て支援講座 「小さいころから始める性教育 ～家庭で性の話ができるように～」

[講師] 徳永 桂子 さん (性教育ファシリテーター 思春期保健相談士)
[時間] 10時30分～12時30分 [場所] バンビオ1番館 4階 学習室1



9/29(金)

男女共同参画講座 「ジェンダーの視点から考えるメディアリテラシー ～この表現、何が問題？～」

[講師] 波多江 みゆき さん (NPO法人 あなたらしくをサポート 副代表理事)
[時間] 15時00分～17時00分 [場所] 市役所



◇編集・発行◇

長岡京市男女共同参画センター
“いこ～る”プラス

〒617-0833

京都府長岡京市神足2丁目3番1号

長岡京市立総合交流センター6階

TEL 075-963-5501

FAX 075-963-5521

E-mail: danjo-c@city.nagaokakyo.lg.jp



◇利用のご案内◇

☆開館時間
月曜日から土曜日
午前9時から午後5時
☆休館日
日・祝日及び年末年始
☆アクセス
JR京都線長岡京駅西口
から徒歩1分

